

12月4日～10日は人権週間
みんなで築こう人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう
違いを認め合う心～

1948(昭和23)年12月10日に国際連合で「世界人権宣言」が採択されました。これを記念して、法務省と全国人権擁護委員連合会は、12月4日～10日を「人権週間」と定めています。この期間を中心に、全国各地で人権の大切さを学ぶさまざまな催しが行われます。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、日本の人権に対する国際的な関心が高まっています。

皆さんもお近くの催しに参加して、「思いやりの心」や「かけがえない命」について、もう一度考えてみませんか。

黒潮町人権作品展

黒潮町では、あらゆる差別をなくすための取組の1つとして、町内の児童・生徒から募集した人権作品(絵画・ポスター・書道・作文・詩)の展示を行います。

また、大方ライオンズクラブが募集した「平和ポスター」なども同時に展示します。

子どもたちの思いや願いの込められた作品をぜひご覧ください。

日時・場所

- 12月1日(木)～5日(月) 午前10時～午後5時
- 12月7日(水)～13日(火) 総合センター(佐賀支所前)
- ※8日(木)・9日(金)を除く。

午前10時～午後5時
大方あかつき館 町民ギャラリー



(昨年度の作品から)



○お問い合わせ

本庁住民課人権啓発係

☎ 43-2800 (課直通)

教育委員会人権教育係

☎ 55-3190 (課直通)

みんなで防ぐ障がい者虐待～住み慣れた地域で安心して暮らすために～

障害者虐待防止法では、虐待を受けた(または受けている)と思われる障がい者を発見した人は、すみやかに通報することが義務づけられています。虐待の早期発見、通報が問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。

虐待とは

- ① 身体的虐待：暴行により体に傷や痛みを与えること
- ② 性的虐待：無理やりわいせつなことをする、させること
- ③ 心理的虐待：言葉や態度で精神的苦痛を与えること
- ④ 経済的虐待：本人の同意なく財産や年金などを使うこと
- ⑤ 放棄・放任(ネグレクト)：世話や介助をせず、心身を衰弱させること

法の対象となる障がい者

身体、知的、精神など、心身に何らかの障がいがあり、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方(18歳未満も含む)。

○通報先・相談窓口

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2116 (課直通)

ひとり親家庭などの就業や資格取得をサポートします

ひとり親家庭等就業・自立支援センターは、高知県および高知市より委託を受け、特定非営利活動法人大地の会が運営して次のような事業を行っています。

就業相談

高知県内のひとり親家庭などの就業のための相談や求人情報の収集と提供、各種資格や技能を取得する支援制度などについてのアドバイスを行っています。

専門相談

ひとり親の抱えている問題についての専門家による相談も無料で実施しています。(予約制)

開所時間

月曜 午前8時30分～午後5時
火～金曜 午前8時30分～午後5時15分

土曜 午前9時～午後5時

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

○お問い合わせ

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

☎ 088-875-2500

ホームページ <http://kochi-boshi.net/>